

保険検査マニュアル(保険会社に係る検査マニュアル) 新旧対照表

(別紙3)

(改訂前)	(改訂後)
<p>保険募集管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p><b>・保険募集管理態勢</b></p> <p>1. 保険募集管理態勢の整備・確立状況 (略)</p> <p>2. 募集コンプライアンス担当部門の役割 (略)</p> <p>3. 営業拠点における管理者の役割 (略)</p> <p>4. 保険募集人の登録・届出・管理 (1)～(5) (略)</p> <p>(6)銀行等に対する保険募集の委託・管理(保険会社の責務)</p> <p><u>銀行等に対して保険募集の委託を行うに当たり、保険会社において、その業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保する観点から、適切な方針を定め、同方針を踏まえて委託の内容を定めているか。</u></p> <p><u>銀行等における保険募集の状況を的確に把握しているか。例えば、銀行等に対し監査や報告を求めることが契約上可能となっているか。</u></p> <p><u>銀行等における保険募集の適正性を確保するため、募集用の資料等に関する取決めを行うなどの態勢となっているか。また、顧客に銀行等が取扱う金融商品(預金等)との誤認を生じさせないための方策を講じているか。</u></p> <p><u>特定関係者に該当する金融機関との共同訪問に係る誤認防止のために適切な方策を採っているか。</u></p>	<p>保険募集管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p><b>・保険募集管理態勢</b></p> <p>1. 保険募集管理態勢の整備・確立状況 (略)</p> <p>2. 募集コンプライアンス担当部門の役割 (略)</p> <p>3. 営業拠点における管理者の役割 (略)</p> <p>4. 保険募集人の登録・届出・管理 (1)～(5) (略)</p> <p>(6)銀行等に対する保険募集の委託・管理(保険会社の責務)</p> <p><u>銀行等に対して保険募集の委託を行うに当たり、保険会社において、その業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保する観点から、適切な方針を定め、同方針を踏まえて委託の内容を定めているか。</u></p> <p><u>また、銀行等の保険募集に関する法令等、銀行等の保険募集業務の特性を踏まえ、適切に銀行等の監督、業務監査、研修、モニタリングを実施するための態勢を整備しているか。例えば、以下の点について留意しているか。</u></p> <p><u>銀行等との委託契約の締結・変更の検討、銀行等の監督、業務監査、研修、モニタリングにあたっては、募集コンプライアンス担当部門が販売量拡大や収益追求を重視する営業推進部門から独立した立場で関与することにより、適切な業務運営を確保する態勢を整備しているか。</u></p>

(改訂前)	(改訂後)
<p><u>特定関係者に該当する金融機関との店舗等に係る独立確保等のために適切な方策を採っているか。</u></p> <p><u>特定関係者に該当する金融機関の顧客に関する非公開金融情報に係る保険募集利用回避のために適切な方策を採っているか。</u></p> <p><u>特定関係者による信用供与との抱き合わせ販売禁止のための適切な方策を採っているか。</u></p> <p><u>保険募集人が新たな商品を扱うこととなる場合、商品について十分な知識を有するよう指導、教育しているか。</u></p>	<p><u>銀行等に対して、銀行等が自ら責任ある販売態勢等を構築することの必要性、重要性を認識させた上で、保険募集に関する法令等遵守、顧客保護等を適切に行うための態勢を整備させているか。</u></p> <p><u>銀行等における保険募集に関する業務(保険契約締結後に行うことが必要となる業務を含む)の状況を的確に把握し、適切に管理・指導できる態勢を整備しているか。例えば、銀行等による保険募集人の監督、業務監査、研修、モニタリングの状況を把握するための態勢を整備しているか。</u></p> <p><u>顧客からの苦情・相談等への対応は、必要に応じ、保険会社と銀行等が連携を密にしながら速やかに処理する必要があるが、そのための態勢を保険会社において整備するとともに、銀行等にも整備させているか。</u></p>
<p>5. 業績評価・人事考課 (略)</p>	<p>5. 業績評価・人事考課 (略)</p>
<p>6. 保険募集資料等(広告も含む)の表示の適切性 (略)</p>	<p>6. 保険募集資料等(広告も含む)の表示の適切性 (略)</p>
<p><b>・保険募集業務の適正性</b></p>	<p><b>・保険募集業務の適正性</b></p>
<p>1. 保険募集共通 (略)</p>	<p>1. 保険募集共通 (略)</p>
<p>2. 生命保険関係 (略)</p>	<p>2. 生命保険関係 (略)</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>3. 損害保険関係 (略)</p> <p>4. 銀行等における保険募集の適切性  <u>保険募集に関する指針の策定・公表・実施</u>  <u>保険募集を行う銀行等は、保険募集を行うに際して、保険募集に関する指針を定めて公表しているか。当該指針の内容は、保険募集の公正の確保の観点から、以下の事項を含む適切なものとなっているか。銀行等は、当該指針の実施のために必要な措置を講じているか。</u></p> <p><u>イ. 銀行等の保険募集に係る保険契約の引受けを行う保険会社等の商号又は名称を明示するとともに、保険契約を引き受け、保険金等の支払いを行うのは当該保険会社等であることなど、保険契約に係るリスクの所在について適切な説明を行うこと。</u></p> <p><u>ロ. 取扱う保険契約が複数ある場合にはそれらを適切に提示するなど、保険契約の締結に当たり顧客が自主的な判断を行うために必要と認められる情報の提供を行うこと。</u></p> <p><u>ハ. 銀行等が法令に違反して保険募集について顧客に損害を与えた場合には、当該銀行等に保険募集代理店としての販売責任があることを明示すること。</u></p> <p><u>ニ. 銀行等における苦情や相談の受付先を明示するとともに保険募集を行った保険契約に係る顧客からの苦情や相談に適切に対応する等契約締結後においても必要に応じて適切な顧客対応を行うこと。</u></p>	<p>3. 損害保険関係 (略)</p> <p>(削除)</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p><u>ホ. 上記の顧客への説明や対応等について、顧客との面談内容等を記録するなど顧客対応等の適切な履行を管理する体制を整備するとともに、保険募集時の説明に関する記録等については、保険期間が終了するまで保存すること。</u></p> <p><u>非公開情報保護措置</u></p> <p><u>保険募集を行う銀行等は、保険募集業務以外の業務で入手した顧客の非公開金融情報を保険募集に係る業務に利用する場合、また逆に、保険募集に係る業務で入手した顧客の非公開保険情報を資金の貸付けその他の保険募集に係る業務以外の業務に利用する場合には、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得るための措置を講じているか。</u></p> <p><u>コンプライアンス責任者の設置</u></p> <p><u>保険募集を行う銀行等は、保険募集に係る法令等に関するコンプライアンス責任者を保険募集業務を行う営業所又は事務所ごとに、当該責任者を指揮し保険募集に係る法令等に関するコンプライアンスを統括管理する統括責任者を本店又は主たる事務所に、それぞれ配置しているか。これらの責任者は十分な権限と情報を得ているか。</u></p> <p><u>取扱商品の制限の遵守</u></p> <p><u>保険募集を行う銀行等は、以下の法令で許された範囲の保険商品以外のものを取扱っていないか。</u></p> <p><u>生命保険募集人として取扱えるもの</u></p> <p><u>イ. 住宅ローン関連の信用生命保険契約、個人年金保険等の貯蓄性生存保険契約、財形保険契約</u></p>	

(改訂前)	(改訂後)
<p><u>ロ. 一時払終身保険契約、短満期又は一時払の養老保険契約、積立傷害保険契約</u></p> <p><u>損害保険代理店として取扱えるもの</u></p> <p><u>イ. 住宅ローン関連の長期火災保険契約・債務返済支援保険契約、海外旅行傷害保険、年金払積立傷害保険契約、財形傷害保険契約</u></p> <p><u>ロ. 自動車保険契約を除く個人向け損害保険契約(積立保険契約以外で団体契約や団体・集団扱いに該当するものは除く。)、積立傷害保険契約</u></p> <p><u>銀行等保険募集制限先に対する保険募集の制限</u></p> <p><u>銀行等が上記 ロ又は 口の保険契約の募集を行う場合には、銀行等保険募集制限先を保険契約者又は被保険者とする保険契約の締結の代理又は媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するための措置を講じているか。</u></p> <p><u>(注)銀行等保険募集制限先とは、以下の者をいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・ 当該銀行等が法人又はその代表者に対し当該法人の事業に必要な資金の貸付け(手形の割引を含む。以下同じ。)を行っている場合における当該法人及びその代表者</u></li> <li><u>・ 当該銀行等が事業を行う個人に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行っている場合における当該個人</u></li> <li><u>・ 当該銀行等が、常時使用する従業員の数が50人以下の小規模事業者である個人又は法人若しくはその代表者に対し、当該小規模事業者の事業に必要な資金の貸付けを行っている場合における当該小規模事業者が</u></li> </ul>	

(改訂前)	(改訂後)
<p><u>常時使用する従業員及び当該法人の役員</u> <u>担当者の分離措置</u></p> <p><u>銀行等が上記 〇又は 〇の保険契約の募集を行う場合には、事業資金の融資業務を担当する銀行等の担当者と保険募集業務の担当者を人的に分離する措置を講じているか。</u></p> <p><u>中小金融機関に関する特例</u></p> <p><u>営業地域が限定された中小金融機関は、上記 〇の指針において特例の選択を明示すれば、上記 〇又は 〇の保険契約の募集を行う場合においても、</u></p> <p><u>イ. 常時使用する従業員の数 が 21 人以上 50 人以下の事業者の従業員に対しても保険募集を行うことができる、</u></p> <p><u>ロ. 上記 〇について、代替措置(平成 17 年金融庁告示第 51 号)で足りる、こととなるが、この場合、生命保険及び第三分野(傷害保険を除く。)の保険募集を、各分野で保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の合計額を 1000 万円までに限る措置を講じているか。</u></p> <p><u>協同組織金融機関の特例</u></p> <p><u>協同組織金融機関は、上記 〇又は 〇の保険契約の募集を融資先である会員又は組合員に対して行う場合には、上記 〇の指針において、生命保険及び第三分野(傷害保険を除く。)の保険募集を、各分野で保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の合計額を 1000 万円までに限ることとし、その実施のための措置を講じているか。</u></p> <p><u>銀行等による保険募集行為に係る規制</u></p>	

(改訂前)	(改訂後)
<p><u>顧客に対する説明</u></p> <p><u>銀行等の役員や使用人が保険募集を行う場合には、顧客の誤解を防止する等のため、顧客に対し、保険募集に先立って、書面の交付により次の説明を行っているか。</u></p> <p><u>イ. 保険契約の締結の代理又は媒介に係る取引が銀行等の顧客に関する業務に影響を与えない旨の説明</u></p> <p><u>ロ. 融資先に対する保険募集の制限(上記 )の規制の対象となる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合に、銀行等保険募集制限先に該当するかどうかを確認する業務に関する説明</u></p> <p><u>ハ. 生命保険募集人として、住宅ローン関連の信用生命保険契約の締結の代理又は媒介を行うに際し、保険契約者が当該住宅ローン債務の返済に困窮した際に相談できる相談窓口に関する説明</u></p> <p><u>ニ. 生命保険募集人として、変額保険契約の締結の代理又は媒介を行うに際し、保険契約者が信用供与を受けてその保険料の支払いをする場合は、当該変額保険契約により将来受け取ることができる保険金や解約返戻金の額が、運用実績に基づく資産の変動により、当該信用供与に係る返済額を下回り、これらの返済に困窮するおそれがある旨の説明(この場合は、顧客から当該書面を受領した旨の確認を署名又は押印を得て行うことが必要。)</u></p> <p><u>銀行等の役員や使用人に係る禁止行為</u></p> <p><u>銀行等の役員や使用人は、その保険募集に際して、以下の禁止行為を行っていないか。</u></p>	

(改訂前)	(改訂後)
<p>・ <u>銀行等が行う信用供与の条件として保険募集をする行為その他の当該銀行等の取引上の優越的な地位を不当に利用して保険募集をする行為(いわゆる抱合せ販売)</u></p> <p>・ <u>顧客が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みを行っていることを知りながら、当該顧客又はその密接関係者に対し、融資先に対する保険募集の制限の対象となる保険契約の締結の代理又は媒介を行う行為</u></p> <p><u>特定関係者を通じた潜脱行為の禁止</u></p> <p><u>銀行等の特定関係者又はその役員や使用人である保険募集人が、以下の行為を行っていないか。</u></p> <p>・ <u>当該特定関係者又はその役員や使用人との間で保険契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることその他の取引上の優越的地位を不当に利用していることを知りながら保険募集をする行為</u></p> <p>・ <u>その保険契約者又は被保険者が当該銀行等に係る銀行等保険募集制限先等に該当することを知りながら、融資先に対する保険募集の制限の対象となる保険契約の保険募集を行う行為</u></p> <p>・ <u>顧客が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みをしていることを知りながら、当該顧客又はその密接関係者に対し、融資先に対する保険募集の制限の対象となる保険契約の保険募集を行う行為</u></p> <p><u>(注)特定関係者とは、当該銀行の子会社やその他の子法人等、関連法人等、銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該</u></p>	

(改訂前)	(改訂後)
<p><u>銀行持株会社の子会社、その他の当該銀行と特殊の関係のある者をいう。</u></p> <p><b>(参考:保険仲立人の確認検査用チェックリスト)</b> (略)</p>	<p><b>(参考:保険仲立人の確認検査用チェックリスト)</b> (略)</p>